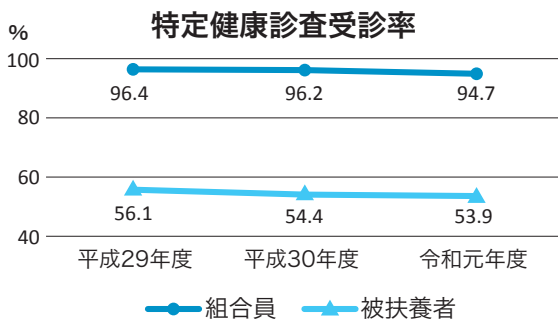


# 特定健康診査・特定保健指導の 実施状況について

令和元年度の特定健康診査及び特定保健指導の実施状況を国へ報告しました。  
この報告は「後期高齢者支援金」の加算（ペナルティ）・減算（インセンティブ）の指標の一つとされています。  
特定健康診査及び特定保健指導の受診率が低いと支援金の加算対象となり、短期経理財政を悪化させ掛  
金・負担金率の引き上げに繋がります。

## 特定健康診査

組合員の受診率は94.7%となっていますが、被扶養者の受診率は53.9%と約半数の方が未受診です。



組合員は職場の健康診断または人間ドックにおいて特定健康診査を受診しているものの受診率は94.7%と目標値まであと一步届いていない状況です。

被扶養者は自発的に住民健診や医療機関で特定健康診査を受診することになるため、受診率は53.9%と低く、目標値にも届いていない状況です。

◎目標値 組合員 98%  
被扶養者 70%

40歳以上75歳未満の被扶養者の方には「特定健康診査受診券（セット券）」を5月に自宅へ送付しています（人間ドックを受診する被扶養配偶者を除く）。

特定健康診査は生活習慣病を改善できる良い機会ですので、40歳になったら1年に一度は必ず特定健康診査の受診をお願いします。

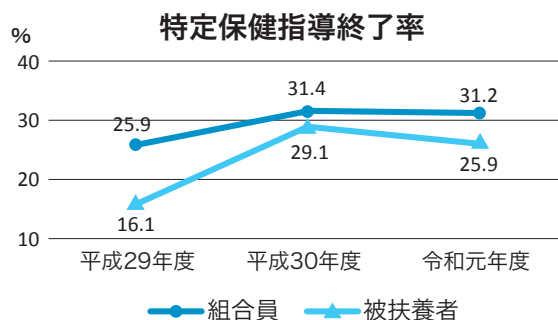
被扶養者の方へも、組合員の皆さまから受診されるようお伝えください。

なお、パート先などにおいて特定健康診査を含む健康診断を受けた方は、健診結果のコピーを所属所（組合員の勤務先）の共済事務担当課を通して当組合へ提出をお願いします。



## 特定保健指導

組合員の終了率は31.2%、被扶養者の終了率は25.9%と、目標としている45%に組合員・被扶養者ともに届いていません。



特定保健指導は、保健師や管理栄養士などの専門家のサポートを受けながら、生活習慣病にならないように生活習慣の改善をします。

生活習慣病は、症状もなく進行し、放置していると重症化するため、早期治療や生活習慣の改善が重要です。

◎目標値 45%

該当された方には「特定保健指導利用券」を送付しますので、有効期限内に受診をお願いします。  
なお、特定保健指導は、当組合の委託業者において、職場やパソコン・スマートフォンのテレビ電話による受診もできます。

特定健康診査・特定保健指導は無料で受診できますので、積極的に受診しましょう！